

紫波農業振興地域整備計画（案）に係る意見公募結果

1 意見公募期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）まで

2 意見内容及び件数

1名の方から別紙のとおり意見をいただきました。

3 周知方法及び閲覧場所

紫波ネット、町ホームページ、各地区公民館において公開しました。

意見に対する回答

関連箇所	意見等	回答
	農地は農業上の利用をすることが基本ですが、中山間地域においては、農業生産利用に向けて各種対策を講じてもおお農業上の利用が困難な農地が散見されます。このような農地について、国では、やむを得ず農業上の利用をする区域外の農地として、鳥獣被害防止緩衝帯や林地化を含めた粗放的利用を検討するとしています(地域計画と活性化計画)が、これらの考え方を当計画に加えてはいかがでしょうか。	農業上の利用が困難な農地の鳥獣緩衝帯利用や林地化については、その管理や林業の担い手等も含めて検討する必要があります。また、農地の利用の集積等に関しては、地域ごとに協議・検討をする必要があります、その上で、粗放的な利用等を行う農地だけでなく、地域への定住策や地域間交流といった、地域をどのように活性化していくかという総合的かつ一体的な検討が必要と考えられます。 今後、地域計画(計画書 p.24 第5-1-(1)中の地域農業マスタープラン(人・農地プラン))と合わせて検討していきたいと考えております。